

高齢者配食サービスの見直しについて

(付議の要旨) 区が実施する高齢者在宅サービスのうち、民間事業者によるサービスの充実や事業の利用状況等を踏まえて、「高齢者配食サービス」の見直しを行う。

1 経緯及び主旨

区では、高齢者福祉の充実を目的とした様々な高齢者在宅サービスを実施している。これらは、制度開始以来、高齢者の生活を支えるサービスとして定着してきたが、開始後相当の年数が経過し、高齢者を取り巻く社会状況が大きく変化しているほか、今後、高齢化の進展に伴い在宅生活の支援を必要とする高齢者の更なる増加が見込まれる中、サービスの持続可能性や、財源、人員等の限られた資源の効果的な活用という観点等から、見直しが必要となっている。

こうした状況に対応するため、高齢者配食サービスについては、民間事業者によるサービスの充実や事業の利用状況等を踏まえて、以下のとおり見直しを行う。

その他の高齢者在宅サービスについては、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3～5年度）策定に向けた高齢者施策の方向性を踏まえつつ、新たな行政評価による事業見直しの視点にも照らしながら、引き続き、検討を進める。

2 高齢者配食サービスの見直しの内容

(1) 事業概要

対 象 者	ひとりぐらし又は高齢者のみ世帯で、心身機能の低下等により毎日の食事に係る調理及び買い物ができない方又は困難な方		
サービス内容	区が委託する区内の社会福祉法人が、利用者宅に夕食（月～土曜日。祝日、年末年始を除く。）を届けるとともに、利用者の安否確認を行う。（配達ボランティアスタッフが行う。）【事業の開始】昭和63年2月		
利 用 料	1食500円	利用登録者数（平成30年度実績）	356人

(2) 見直しを行う背景・理由

- ・当該サービスは、区内の社会福祉法人9法人への業務委託により実施している。うち6法人は、献立作成、食材料の発注業務、調理業務の一部を再委託するなど、実質的に民間事業者の協力を得ながら運営している。また、配達ボランティアの高齢化や不足も課題となっている。

- ・事業経費のうち、食費（食材料及び調理にかかる経費）相当分は、利用料として利用者に負担を求めている。平成16年度以降、利用者の負担増を考慮して単価を据え置いてきたが、実勢にあわせた値上げが避けられない状況となっている。
- ・平成30年度末の利用登録者数は356人で、ピーク時（平成11年度）の1,514人から約4分の1に減少している。
 - 一方で、高齢者ニーズ調査・介護保険実態調査（平成28年度）によると、区内で約4,000人の高齢者が何らかの配食サービスを利用していると見込まれ、民間の配食事業への移行が進んでいると考えられる。
- ・こうした傾向は、民間事業者の参入が進み、栄養士による献立作成、調整食等への対応、安否確認を目的とした手渡しによる配達等のきめ細かいサービスが、当該サービス利用料と同額程度から利用できる等、食の提供機会の充実による影響と考えられる。

（3）見直しの方針

民間事業者の参入が進んだことにより、自身の希望にあったサービスを選択し、利用できる環境が整ったため、区は、サービス実施主体として一定の役割を終えたと判断し、令和2年度末をもって事業を廃止する。

一方で、参入が進んだ民間の配食事業の活用も含めた統合的な支援と、地域住民の相互の助け合いを主とした地域福祉は今後も推進していく必要があるため、民間事業者への情報提供と自主的な地域活動を促進するための支援を行う。

（4）新たな配食に係る支援の充実策

①民間配食サービスの充実に向けた取組み（民間事業者への対応）

- ・高齢者の栄養管理にかかる情報提供を行うとともに見守り機能向上への働きかけとして、高齢者見守り協定の締結や認知症サポーター養成講座の受講を促す等により、事業者による見守り機能を高め、安心・安全な地域づくりを支援する。

②区民・利用者への対応

- ・食の確保と必要な見守りが受けられるよう、民間配食サービス事業者の情報とともに、緊急通報システム、高齢者安心コール等の見守りサービスの案内を行う。
- ・個別の対応が必要な方に対しては、保健福祉課、あんしんすこやかセンター及び担当ケアマネジャーとも情報共有を図るなど連携して、きめ細やかな対応を行う。

③地域住民の相互の助け合いの推進に向けた取組み（業務委託先法人等への対応）

業務委託先法人は、当該サービスを地域貢献の一環と捉え、ボランティアの人材発掘や育成に取り組むことで地域住民の相互の助け合いを推進してきた。

- ・これまで活躍してきた配食ボランティアがその経験を活かし、相互の助け合い活動を継続できるよう、業務委託先法人に対してア) のとおりボランティアによる自主事業への移行支援を行う。

ア) ボランティアによる配食の運営経費の助成

内 容：ボランティアによるひとりぐらし高齢者等への配食と見守り

対象経費：1食につき250円（利用計画等の調整事務に係る人件費等）

助成期間：令和3～5年度（第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画期間）

- ・地域住民の相互の助け合いの推進の支援として、イ) のとおりボランティアによる会食会を新設する業務委託先法人を含む社会福祉法人及び特定非営利活動法人に支援を行う。

イ) ボランティアによる会食の事業開始準備経費の助成

内 容：高齢者ボランティアによる多世代型会食会等の新設

対象経費：立ち上げ時のみ1法人につき上限10万円（物品購入費等）

助成期間：令和2～5年度

3 見直しによる影響見込額（年度あたり）

(1) 高齢者配食サービス廃止による影響見込額

△47,500千円（うち一般財源△9,500千円）

歳入 38,000千円 介護保険地域支援事業（任意事業）

歳出 47,500千円（うち一般財源9,500千円）

(2) 支援策（選択）による影響見込額

+9,681千円（うち一般財源+2,069千円）

ア) ボランティアによる配食の運営経費の助成

歳入 6,945千円 介護保険地域支援事業（任意事業）

歳出 8,681千円（うち一般財源1,736千円）

イ) ボランティアによる会食の事業開始準備経費の助成

歳入 667千円 人生100年時代セカンドライフ応援事業

歳出 1,000千円（うち一般財源333千円）

4 今後のスケジュール（案）

令和元年11月 常任委員会報告

業務委託先法人あて周知

2年 1月 区民・利用者あて周知

3月 新規利用申込み受付終了

4月 利用者への民間配食サービス案内完了まで事業継続（順次終了）

3年 3月 高齢者配食サービス廃止

4月 （自主的な地域活動への移行）